療養のあった月が同月以後の場合における高額療養費算定基準額及び国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この項において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における七十歳以上介護合算算定基準額について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月までの場合における同法第四十二条第一項第四号の規定による所得の額の算定、療養のあった月が同月までの場合における高額療養費算定基準額及び基準日の属する月が同月までの場合における七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

2　新国保法施行令第二十七条の二第一項並びに第二十九条の七第二項及び第五項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十一年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第三項第四号（同令第四十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、療養のあった月が平成二十二年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号（同令第四十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する基準日（同令第四十三条の四第一項又は第四十四条第四項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における七十歳以上介護合算算定基準額について適用し、療養のあった月が同年七月までの場合における高額療養費算定基準額及び基準日の属する月が同月までの場合における七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（次項において「新高齢者医療確保法施行令」という。）第七条第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十二年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項第二号の規定による所得の額の算定、療養のあった月が同月以後の場合における高額療養費算定基準額及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号に規定する基準日（同令第十六条の四第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この項において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月までの場合における同法第六十七条第一項第二号の規定による所得の額の算定、療養のあった月が同月までの場合における高額療養費算定基準額及び基準日の属する月が同月までの場合における介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

2　新高齢者医療確保法施行令第七条第一項及び第十八条第四項第一号の規定は、平成二十二年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十一年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

府　令

○内閣府令第六十九号

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）の施行等に伴い、消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十七日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「第九条の二第一項」を「第九条の三第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の三の十三第一項、第三十五条の三の十四第一項、第三十五条の三の十五第一項及び第三十五条の三の十六第一項第三条第七号中「（昭和三十六年法律第百五十九号）第四条の四第七項」及び「、第二十九条の三の三第七項」を削り、「及び第三十五条第二項」を「、第三十五条第二項、第三十五条の三の十一第十五項、第三十五条の三の十二第八項、第三十五条の三の十七第二項、第三十五条の三の十九第二項及び第三十五条の三の三十四第二項」に改める。

第九条第六項中「いう。）」の下に「又は事故情報データバンク（消費者の生命又は身体に生ずる被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者庁、関係行政機関、関係地方公共団体、国民生活センター、消費者その他の関係者が、オンライン処理の方法により、消費生活において生じた事故等（消費者の生命又は身体に被害を生じさせる事故又は当該事故が発生するおそれのある事態に限る。）に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであって、消費者庁及び国民生活センターが共同して管理運営するものをいう。）」を加える。

附　則

この府令は、平成二十一年十二月一日から施行する。

○内閣府令第七十号

消費者契約法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二十三条第四項及び第五項の規定に基づき、消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十七日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第十二条第一項から第四項まで」を「第十二条」に、「又は不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条」を「、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条又は特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第五十八条の四から第五十八条の九まで」に改める。

第十八条第一号中「及び」を「並びに」に改め、「消費者庁長官」の下に「及び経済産業大臣」を加える。

附　則

この府令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）の施行の日（平成二十一年十二月一日）から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月二十七日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一〇―四―一七

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「、次条、第二十一条の二及び第二十四条の二」を「、次条第二項第二号及び第二十一条の二」に改める。

第二十条第一項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の健康診断は、次に掲げるものとする。

一　すべての職員（人事院の定める非常勤職員を除く。第二十四条の二において同じ。）に対して行う一般定期健康診断

二　別表第三に掲げる業務に現に従事し、又は同表に掲げる業務で人事院の定めるものに従事したことのある職員に対して行う特別定期健康診断

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（人事院規則一〇―五の一部改正）

2　人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第二十条第二項」を「第二十条第二項第二号」に改める。